

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 4 8 回 本 部 会 議

日時：令和3年4月23日（金）16：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

(1) 「感染の再拡大防止に向けて」の改訂について（協議事項）

3 閉 会

- | | |
|------|--------------------------------|
| 資料1 | 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要 |
| 資料2 | 道内の感染状況等について（案） |
| 資料3 | 札幌市の感染状況について |
| 資料4 | 感染の再拡大防止に向けて（案） |
| 資料5 | 感染の再拡大防止に向けて（道案）等に対する主な意見 |
| 資料6 | 経済団体と連携した出勤者数削減の取組について |
| 資料7 | 「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内 |
| 資料8 | 道立施設の利用制限について |
| 資料9 | 「子どもたちの命と学びを守る」共同宣言 |
| 資料10 | 留萌振興局の取組 |
| 資料11 | 釧路総合振興局の取組 |

第48回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時: 令和3年4月23日(金)

場所: 本庁3階 テレビ会議室

(本部員)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴木 直 道
	副 知 事	浦 本 元 亮
	副 知 事	土 屋 俊 介
	副 知 事	中 野 祐 介
総務部	部 長	藤 原 俊 之
	職 員 監	若 原 匡
	危 機 管 理 監	永 山 秀 明
総合政策部	部 長	濱 坂 真 一
	知 事 室 長	三 橋 剛
	次 世 代 社 会 戦 略 監	中 島 俊 明
	地 域 振 興 監	佐 々 木 徹 彦
環境生活部	交 通 企 画 監	柏 木 文 彦
	部 長	森 隆 司
	東 京 オ リ ン ピ ッ ク 連 携 推 進 監	阪 正 寛
保健福祉部	ア イ ヌ 政 策 監	佐 藤 則 子
	部 長	三 瓶 徹 弘
	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 監	原 田 朋 栄 一
経済部	少 子 高 齢 化 対 策 監	京 谷 栄 一
	部 長	山 岡 庸 邦 生
	観 光 振 興 監	山 崎 雅 修 司
農政部	食 産 業 振 興 監	山 口 修 司
	部 長	宮 田 大 子
水産林務部	食 の 安 全 推 進 監	横 田 喜 美 子
	部 長	佐 藤 卓 也
建設部	部 長	北 谷 啓 幸 弘
	建 築 企 画 監	長 浜 光 聡
出納局	会 計 管 理 者	野 村 誠 也
企業局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	佐 々 木 誠 也
道立病院局	病 院 事 業 管 理 者	鈴 木 信 寛
議会事務局	事 務 局 長	青 木 誠 雄
北海道教育委員会	教 育 部 長	小 玉 俊 宏
北海道警察本部	本 部 長	小 島 裕 史

(地方本部)

所 属	職 名	氏 名
空知総合振興局	局 長	白 石 俊 哉
石狩振興局	局 長	濱 田 智 子
後志総合振興局	局 長	天 沼 宇 雄
胆振総合振興局	局 長	谷 内 浩 史
日高振興局	局 長	北 村 英 則
渡島総合振興局	局 長	鳴 海 拓 史
檜山振興局	局 長	榎 信 彦
上川総合振興局	局 長	佐 藤 昌 彦
留萌振興局	局 長	宇 野 稔 弘
宗谷総合振興局	局 長	辻 井 宏 文
オホーツク総合振興局	局 長	橋 本 智 史
十勝総合振興局	局 長	水 戸 部 裕
釧路総合振興局	局 長	菅 原 裕 之
根室振興局	局 長	遠 藤 俊 充
東京事務所	所 長	加 藤 納 孝 之

(オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	医 事 課 長	民 谷 健 太 郎
陸上自衛隊北部方面総監部	防 衛 課 長	田 村 秀 樹
小樽検疫所	次 長	八 木 伸 幸
札幌市保健福祉局 保健所	感 染 症 担 当 部 長	山 口 亮 明
一般社団法人北海道医師会	事 務 局 長	本 田 明
北海道市長会	次 長	那 須 秀 昭
北海道町村会	政 務 部 長	熊 谷 裕 志

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針（令和3年4月23日変更）について

緊急事態宣言 （緊急事態措置の実施）	対象区域	東京都、京都府、大阪府及び兵庫県 （重点措置区域から除外）
	期 間	令和3年4月25日から5月11日（17日間）
まん延防止等重点措置を実施すべき <u>区域の追加</u>	対象区域	愛媛県
	期 間	令和3年4月25日から5月11日（17日間）
まん延防止等重点措置を実施すべき <u>期間の延長</u>	対象区域	宮城県、沖縄県
	期 間	宮城県：令和3年4月 5日から5月11日まで 沖縄県：令和3年4月12日から5月11日まで

1

□ 緊急事態宣言区域における取組

外出の自粛

- ・住民に対して、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（特に、20時以降の不要不急の外出の自粛）、混雑している場所や時間を避けて行動することの要請
- ・住民に対して、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることの協力を要請
- ・不要不急の都道府県間の移動は、極力控える。

イベント等の開催制限

- ・催物・イベントについて、原則として無観客での開催を要請（社会生活の維持に必要なものを除く。）

施設の使用制限等

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請、左記以外の飲食店に対する20時までの時短要請（※命令・罰則あり）
- ・1000㎡以上の多数の者が利用する一定の集客施設に対する休業要請（生活必需関係、学び関係、ライフイベント関係等を除く。）
- ・飲食店に対して、客に対するマスク着用等の感染防止措置の周知、当該措置を講じない者の入場禁止等を要請（※命令・罰則あり）

2

□ 緊急事態宣言区域における取組

施設の使用制限等	<ul style="list-style-type: none">・できる限り全ての飲食店等に対し、<u>休業要請及び時短要請・ガイドラインの遵守を実地に働きかけ</u>・住民に対して、<u>路上等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起</u>・<u>公立の施設</u>について、<u>宣言期間における閉館や閉園等の検討</u>・<u>鉄道、バス等の交通事業者</u>に対して、<u>平日の終電繰り上げ、週末休日における減便等の協力を依頼</u>
職場への出勤等	<ul style="list-style-type: none">・在宅勤務（テレワーク）、<u>大型連休中の休暇取得の促進等</u>により、<u>出勤者数の7割減</u>・<u>20時以降の勤務の抑制</u>
学校等の取扱	<ul style="list-style-type: none">・学校等において、<u>感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等</u>を要請

3

□ まん延防止等重点措置の強化

外出の自粛	<ul style="list-style-type: none">・営業時間の<u>変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、協力を要請</u>・日中も含めた、<u>不要不急の外出・移動の自粛、混在している場所や時間を避けて行動することについて、協力を要請</u>・住民に対して、<u>時短要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛するよう協力を要請</u>・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、<u>厳に控えるよう促す</u>
施設の使用制限等	<ul style="list-style-type: none">・飲食店（<u>宅配・テイクアウトを除く。</u>）に対する<u>営業時間の短縮（20時まで）の要請</u>・知事の判断により、<u>飲食店に対して、宣言期間において、酒類の提供を行わないよう要請</u>・知事の判断により、「措置区域」以外の地域において、飲食店等に対する<u>営業時間短縮の要請</u>

4

□ まん延防止等重点措置の強化

施設の使用制限等	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食店等以外の<u>大規模な集客施設</u>（劇場・映画館、デパート等の政令第11条に規定する施設）<u>に対して、</u><ul style="list-style-type: none">①夜間の人流抑制につながるよう<u>営業時間短縮</u>②施設内外に混雑が生じることがないように「<u>入場整理</u>」の徹底についての働きかけを徹底・ <u>路上等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起</u>・ <u>交通事業者に対して、宣言期間中は、平日の終電の繰り上げ、週末休日における減便等の協力を依頼</u>
職場への出勤等	<ul style="list-style-type: none">・ 「<u>出勤者数の7割削減</u>」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（<u>テレワーク</u>）や、出勤が必要となる職場でも、<u>ローテーション勤務等を更に徹底</u>するよう働きかけること
学校等の取扱い	<ul style="list-style-type: none">・ 部活動や課外活動における<u>感染リスクの高い活動の制限又は自粛</u>

道内の感染状況等について (案)

【令和3年4月23日】

主な指標の状況

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者用病床	療養者数	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
全道 (4/22)	552床 ↑	25床 ↑	1127人 ↑	3.6% ↑	766人/週 (14.4人) ↑	1.36 ↑	40.7% ↑
うち札幌市内	314床 ↑	19床 →	899人 ↑	5.3% ↑	613人/週 (31.3人) ↑	1.47 ↑	41.1% ↑
ステージ4基準	350床	35床	796人	10%	796人/週 (15.0人)	増加	50%
ステージ3基準	250床	25床	増加	増加	133人/週 (2.5人)	増加	50%

※()は10万人あたりの新規感染者数

※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

国の分科会提言で示された新たな指標

	医療提供体制等の負荷			監視体制		感染の状況	
	①医療の逼迫具合			②療養者数	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合
	入院医療		重症者用病床				
全道 (4/22)	確保病床の使用率 30.2%	入院率 49.0%	確保病床の使用率 15.4%	21.2人	3.6%	14.4人	40.7%
うち 札幌市内	71.4%	34.9%	38.0%	46.0人	5.3%	31.3人	41.1%
ステージⅢ の指標	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	20人 /10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50%以上
ステージⅣ の指標	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	30人 /10万人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50%以上

2

最近の感染状況等について①

【全国的な感染の再拡大】

全国的に感染が急速に拡大しており、4月1日に宮城県、大阪府、兵庫県、4月9日に東京都、京都府、沖縄県、さらに4月16日には埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を加え、10都府県が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされた。また、大都市圏以外の地域でも感染者数の急速な増加が見られている。4月23日、東京都、大阪府、京都府、兵庫県においては、再び緊急事態宣言が発令される見込みとなっている。

【感染状況】

道内の新規感染者数は、4月22日現在、10万人当たり14.4人/週となっており、特に4月20日からは、1日当たりの確認数が100人を超えている。

札幌市においては、全道の感染者数の8割を占め、4月19日には10万人当たり25.2人/週と道の警戒ステージ5(国のステージⅣ)の目安を上回った。4月8日から15日間連続で前週よりも増加し、この期間の後半の4月15日から22日までの7日間で感染者数(7日間合計)が約200人増加するなど、増加速度が速まっている。また、感染しやすいとされる変異株への置き換わりが進んでおり、変異株検査数の約7割が変異株となっている。

感染者の行動履歴では、個人活動や会社、医療・福祉施設など様々な場面での感染が確認されるとともに、感染経路不明割合及び実数も増加しており、市中での感染の広がりが見られる。さらに、基幹受入病院における大規模な集団感染も発生している。

3

最近の感染状況等について②

【医療提供体制】

札幌市内においては、感染者数の増加に伴い、入院患者数や重症患者数の急激な増加傾向が続いている。また、基幹受入病院における大規模な集団感染等により、通常医療にも影響が生じるとともに、広域搬送も必要となるなど、医療提供体制は一層厳しい状況となっている。

【今後の対応】

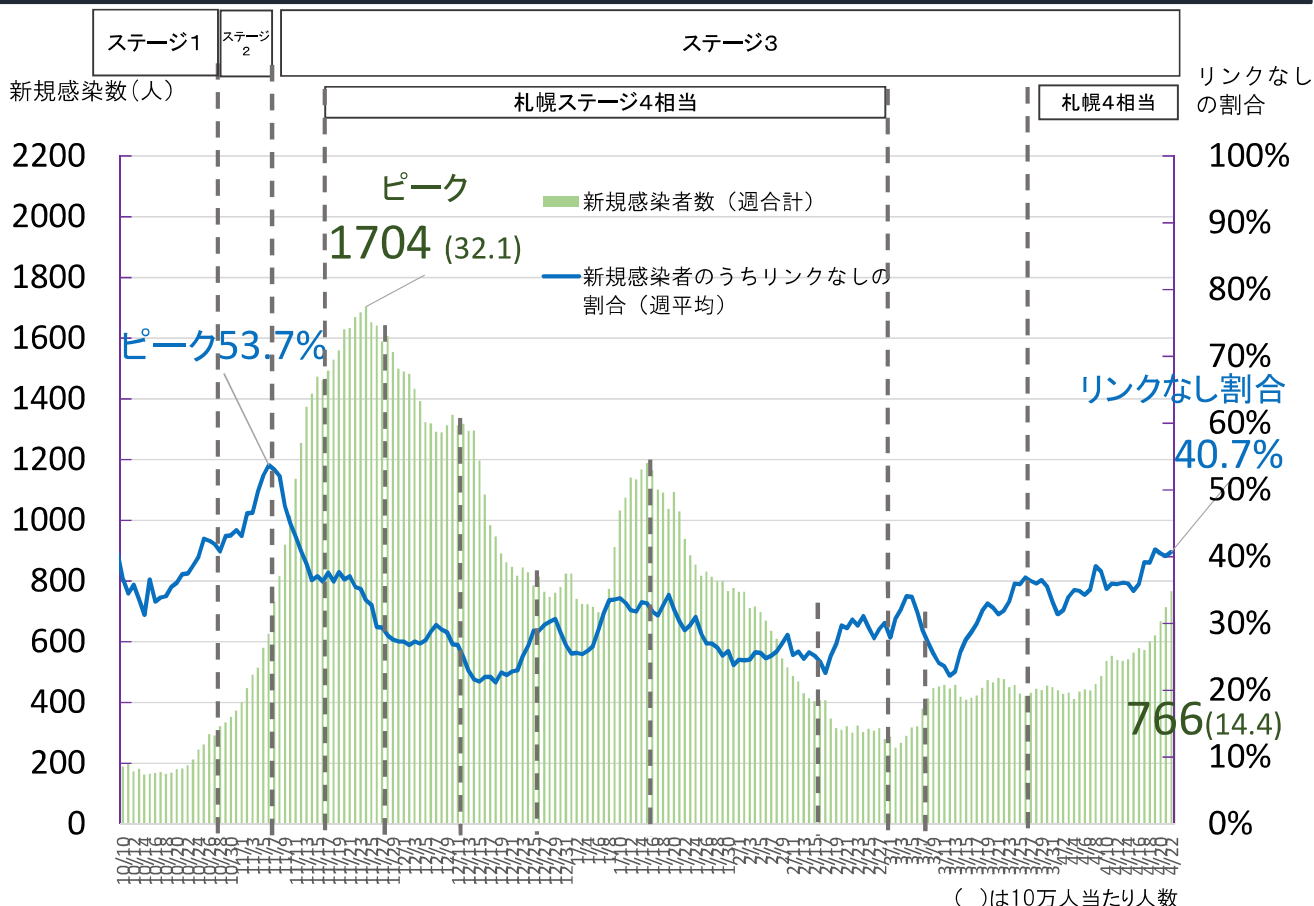
札幌市内において、市中での感染が広がっている状況であり、人の往来が活発な都市構造の札幌市内の感染拡大がそのまま続くと、全道の感染状況にも大きな影響を及ぼすとともに、札幌市に集中している変異株が全道にも広がるおそれがある。

爆発的な感染を防ぎ、医療機能が集積している札幌市内の医療提供体制の負荷を低減させるためにも、人の移動や会食機会が一層活発化するゴールデンウィークを中心に、人と人との接触機会を低減させるより強い措置を講じる必要がある。

また、札幌市以外の地域においても、引き続き、感染防止行動を徹底することが必要。

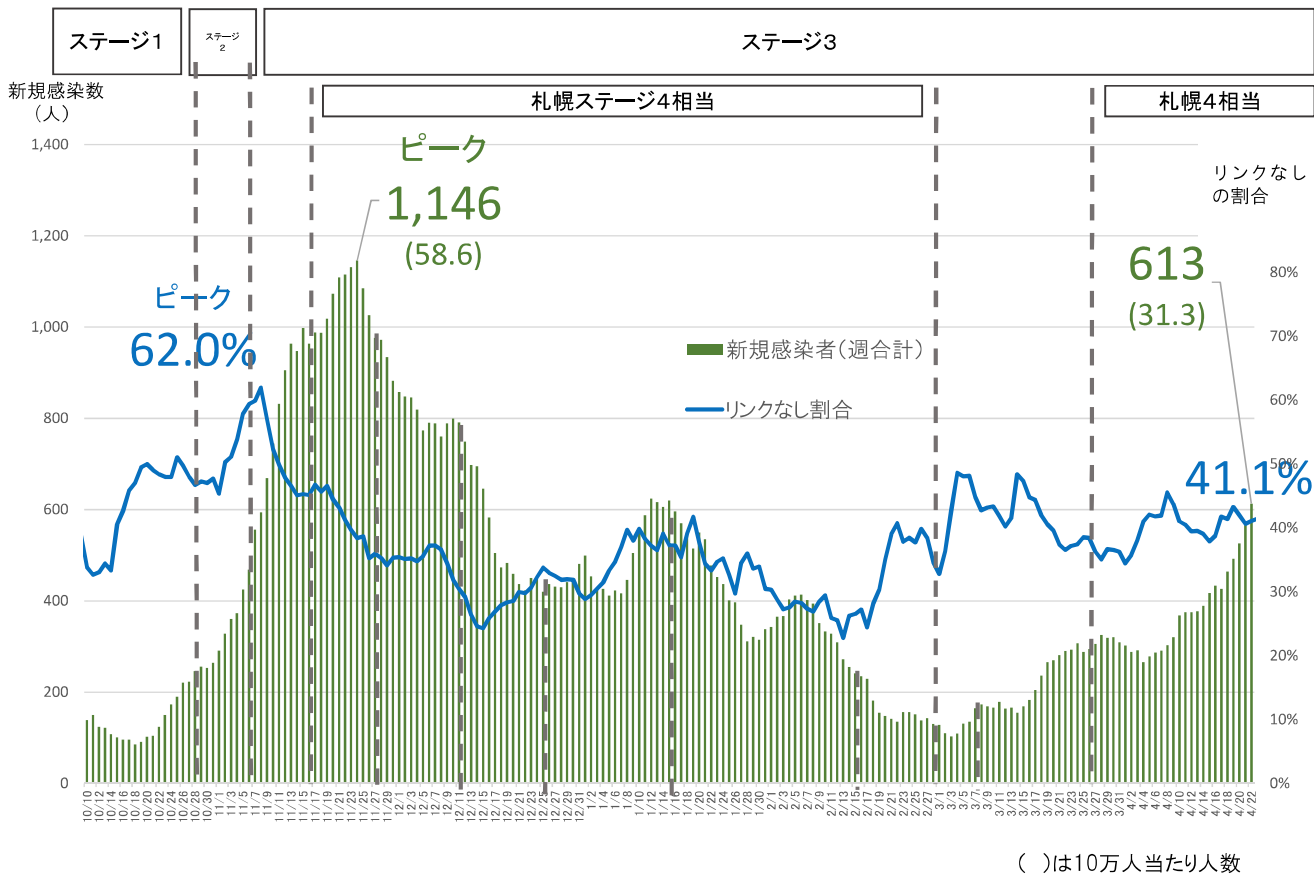
4

感染状況



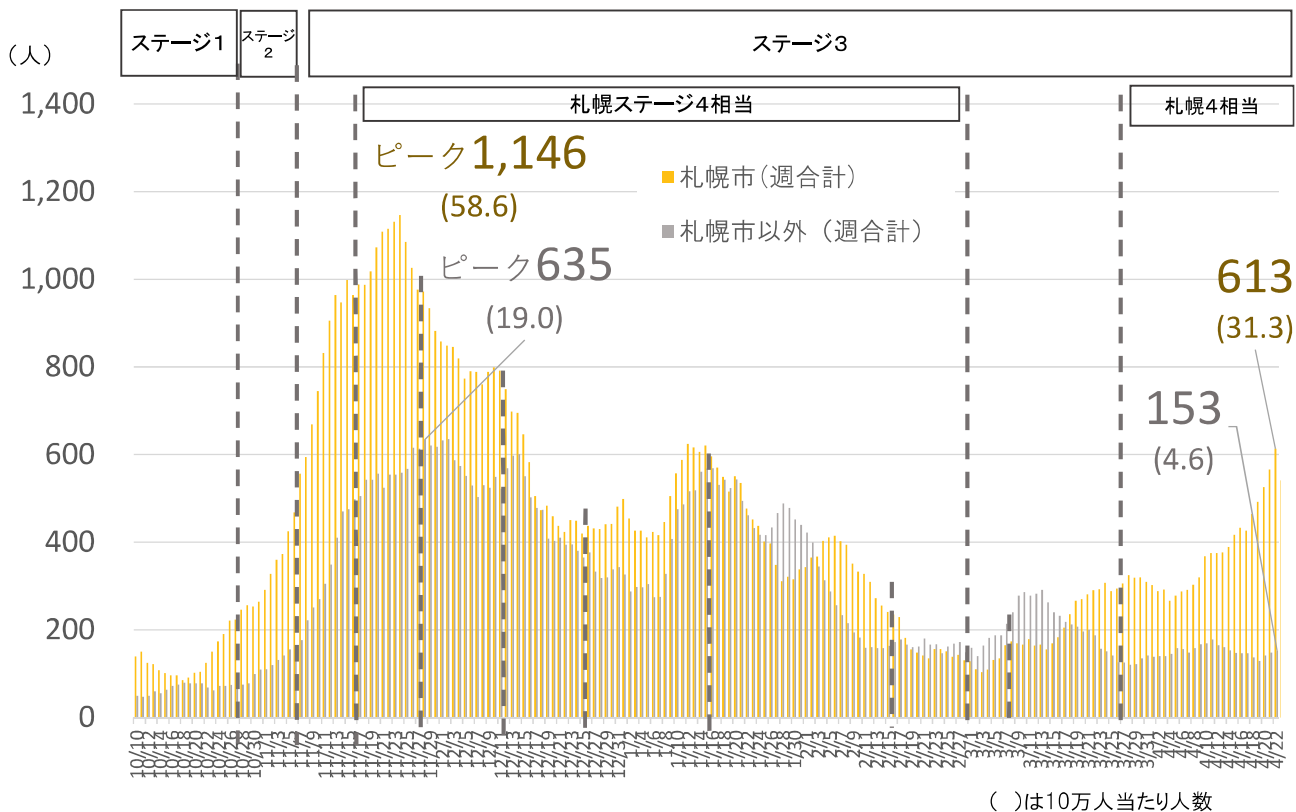
5

札幌市の感染状況



6

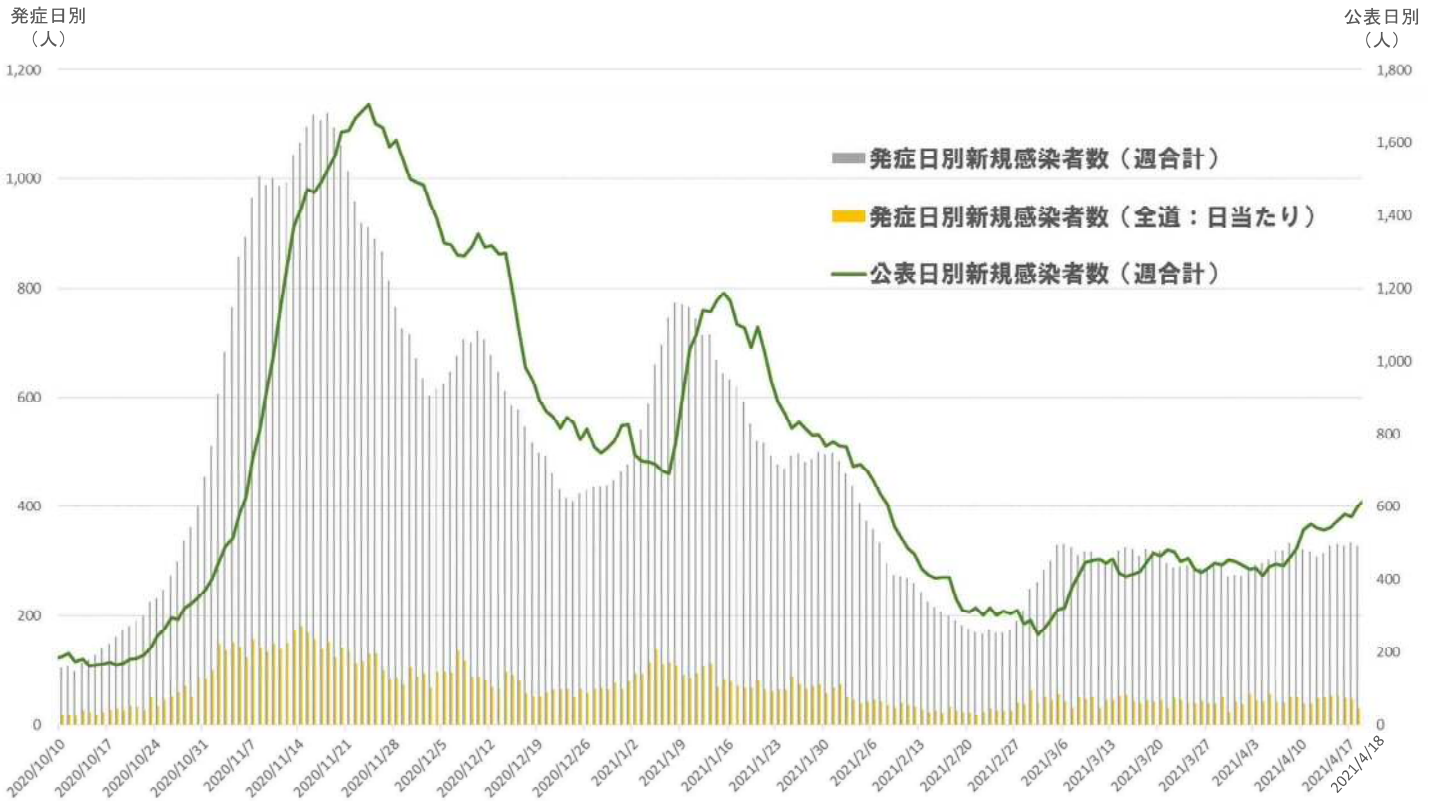
新規感染者数(札幌市／札幌市以外)



(7日間合計で集計。「札幌市」には、札幌市が居住地非公表として発表した者及び札幌市以外が札幌市居住として発表した者を含む。)

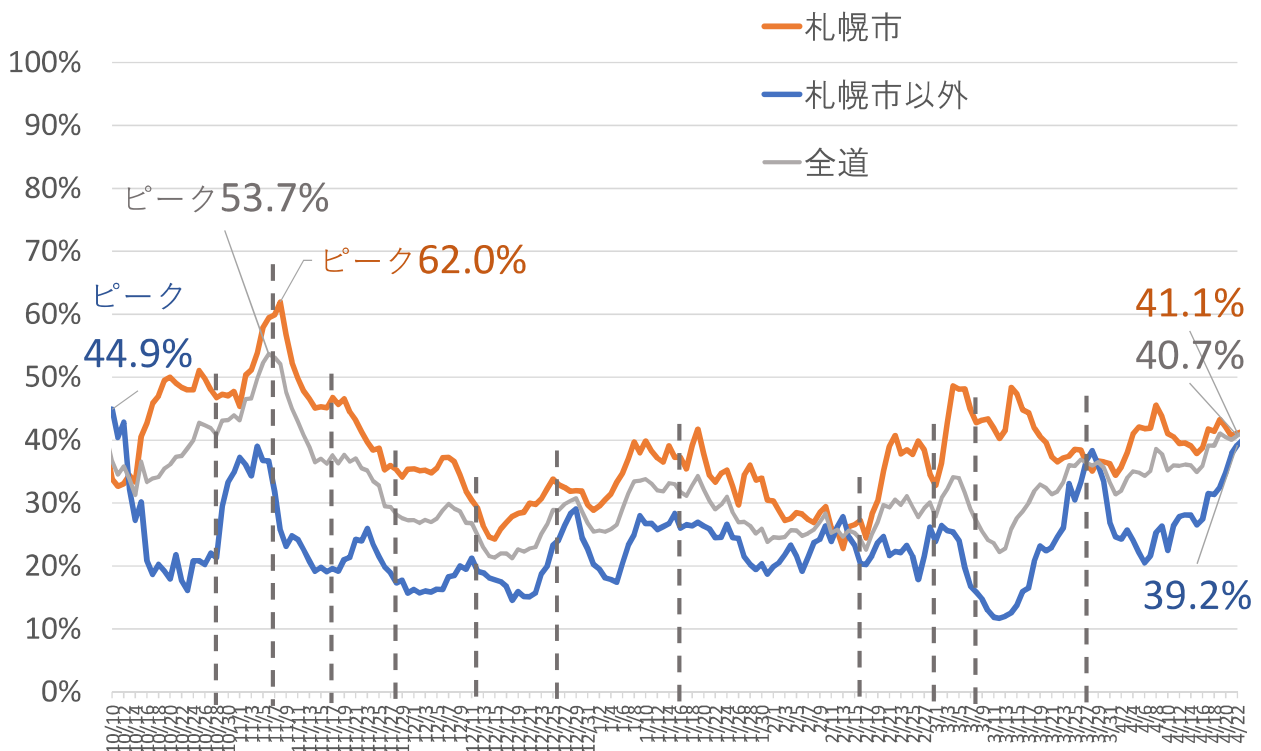
7

発症日別～公表日別の新規感染者数(全道)



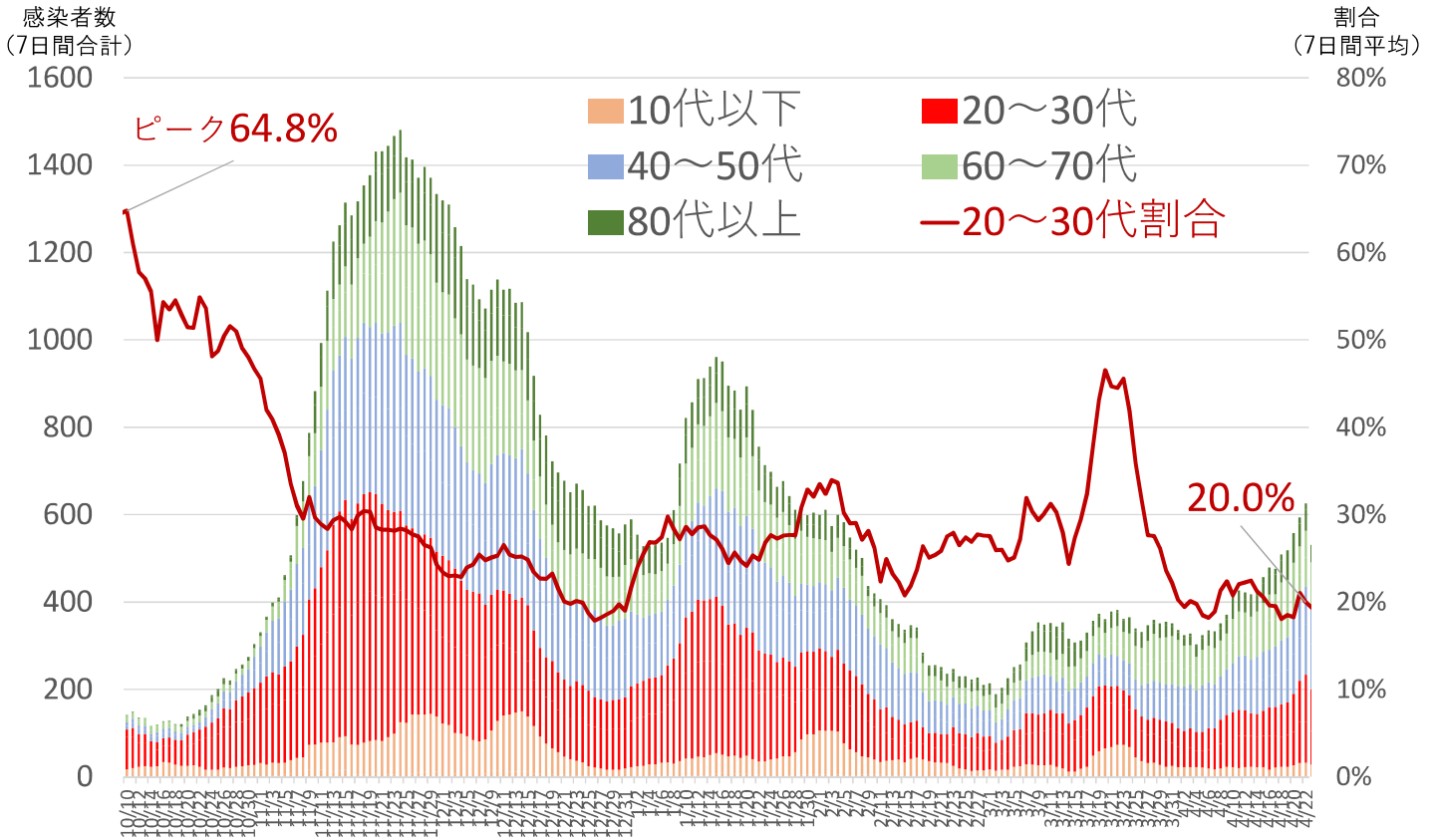
※発症日別新規感染者数については、調査に時間を要するため、数日前のデータとなる。
 ※無症状者及び発症日不明者があるため、発症日別と公表日別の公表人数が異なる。

地域別リンクなし割合(札幌市／札幌市以外)



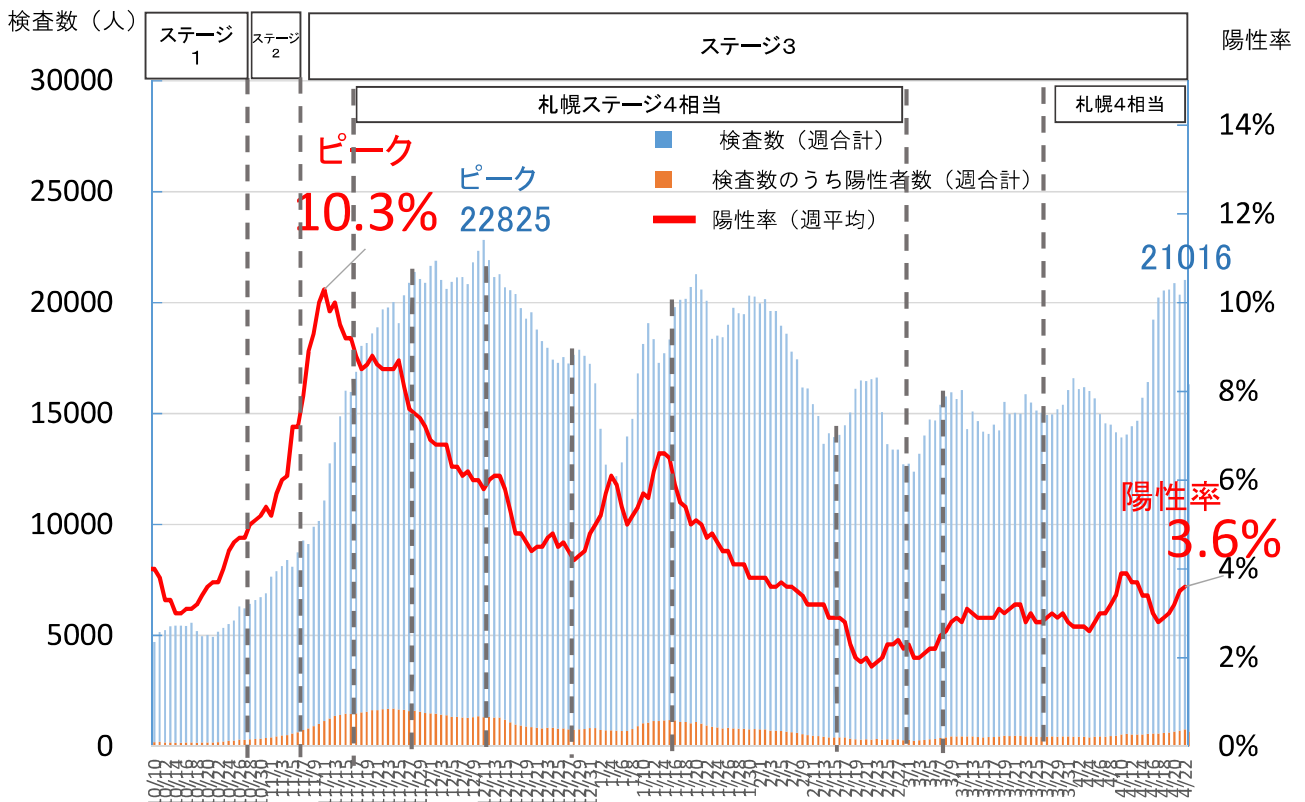
(7日間移動平均)

年代別感染者数と20代～30代の割合

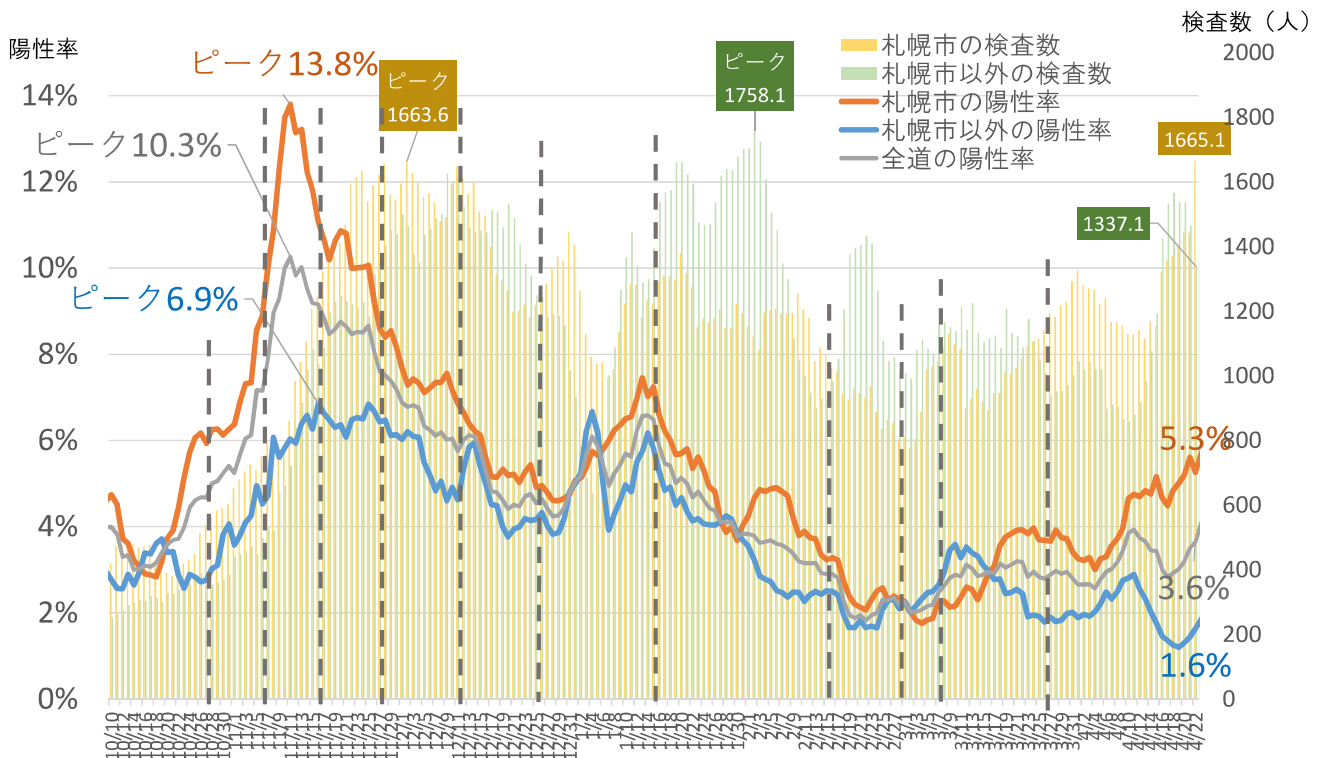


(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

監視体制(陽性率と検査数)

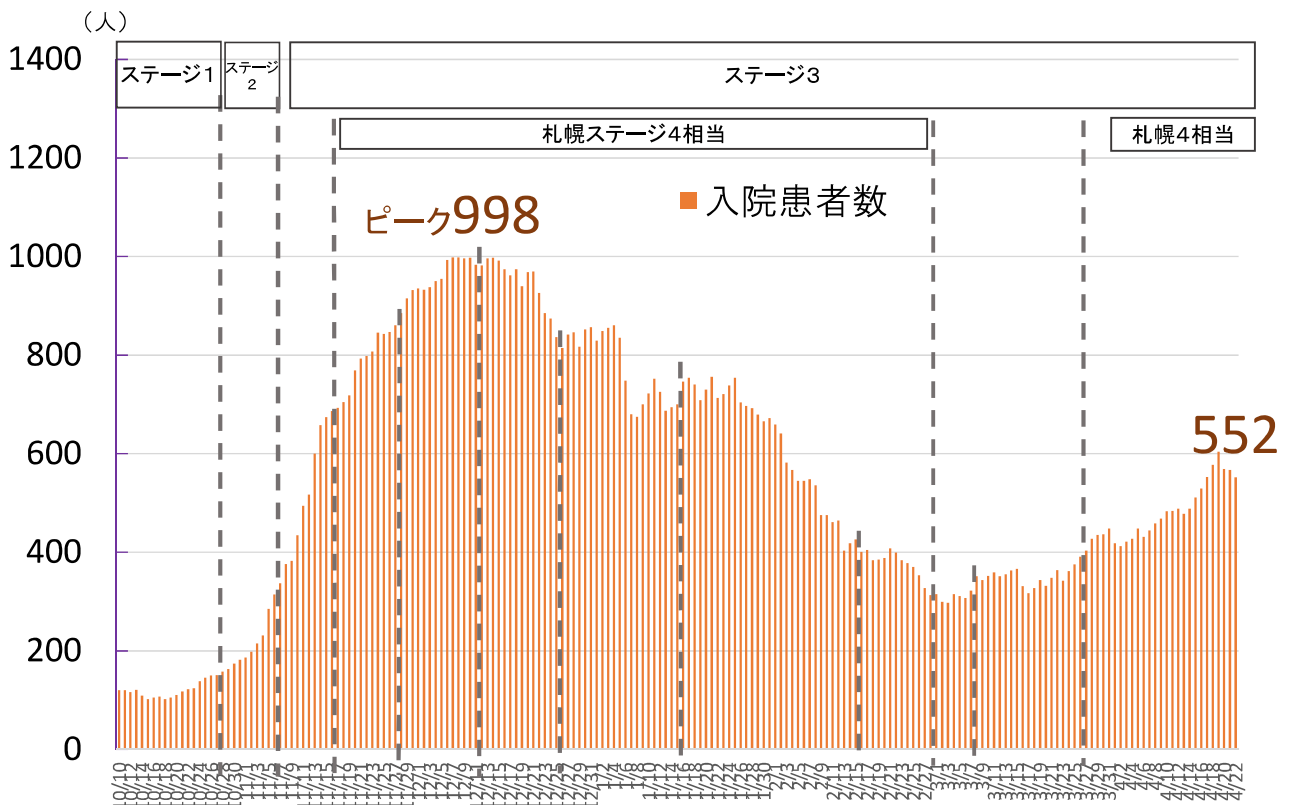


地域別検査数・陽性率(札幌市／札幌市以外)

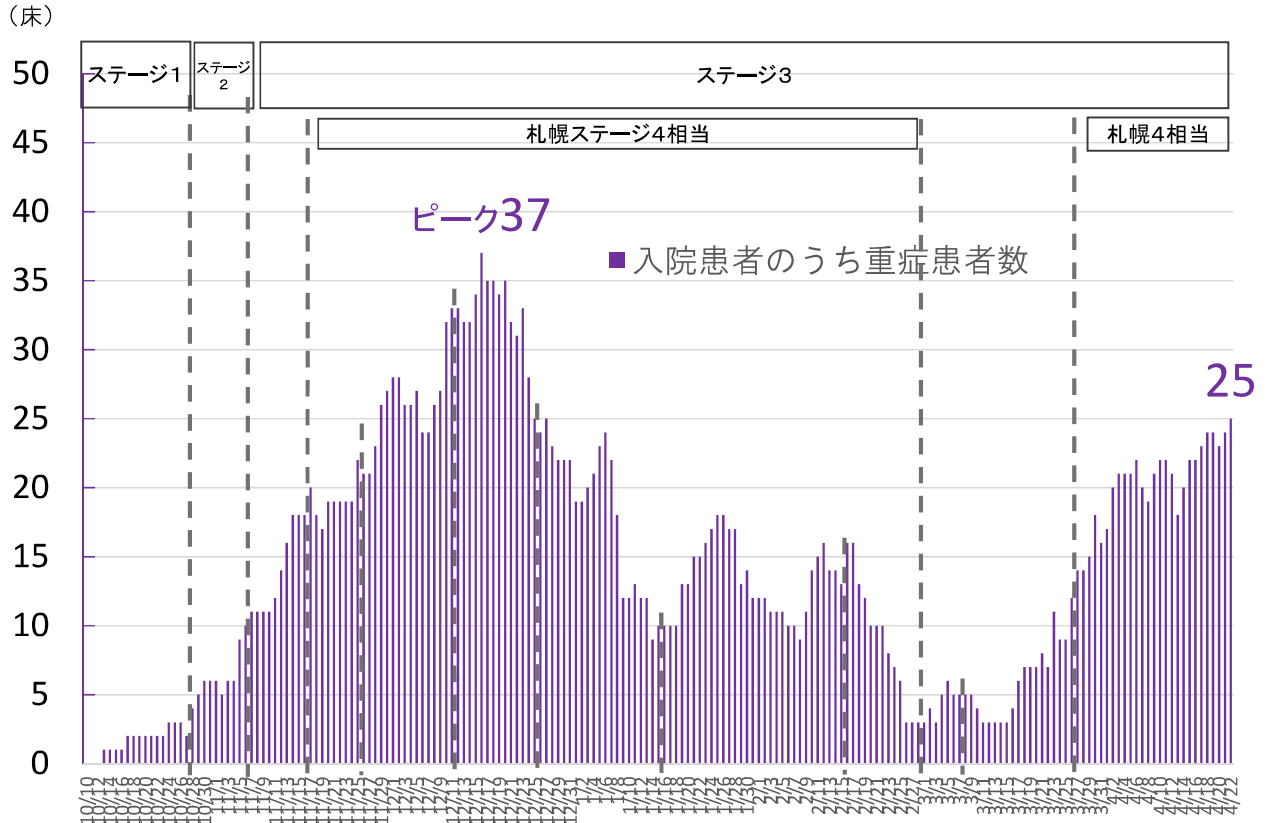


(7日間移動平均)

医療提供体制等の負荷(病床全体)

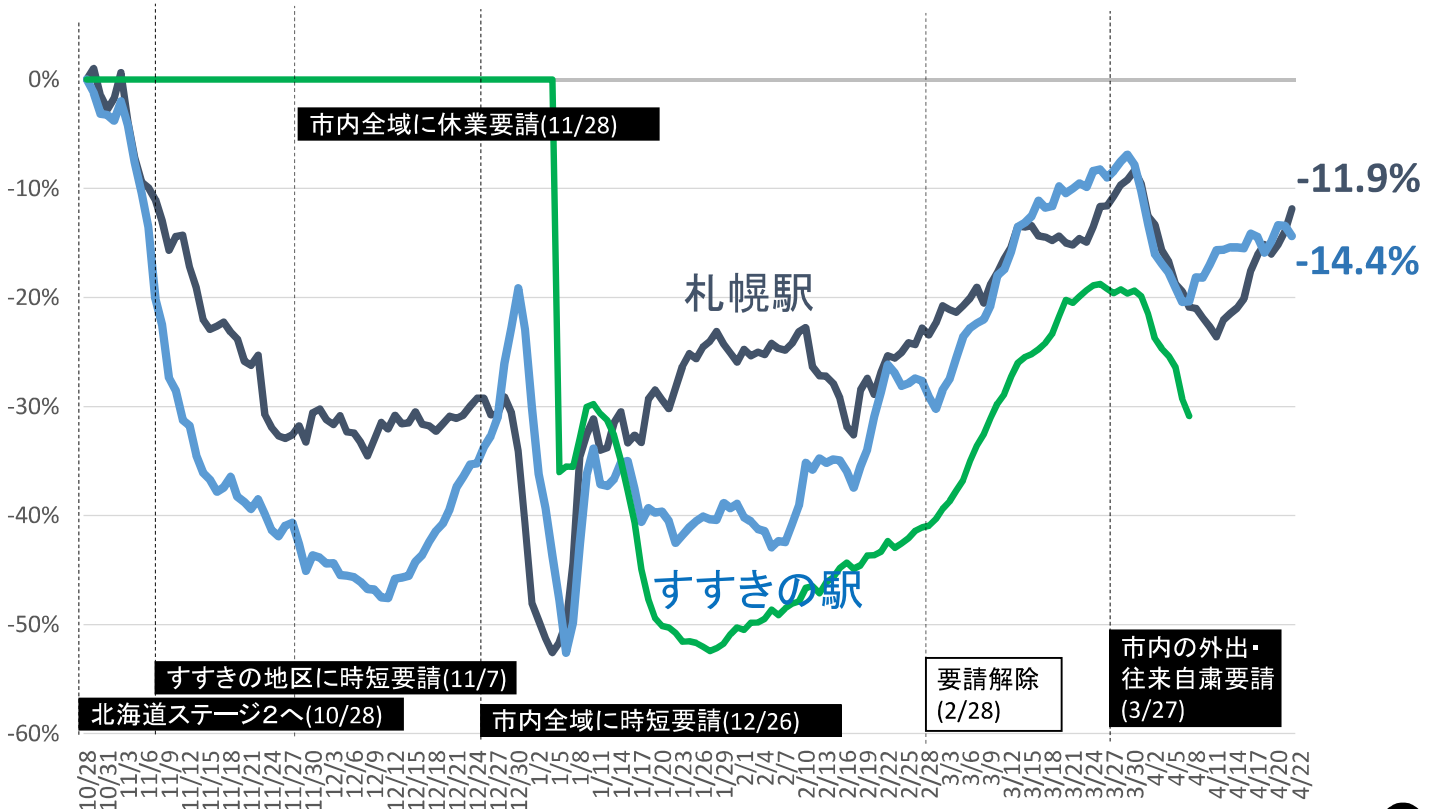


医療提供体制等の負荷(重症者用病床)



札幌市内主要地域の人出(対10月28日比) 22時

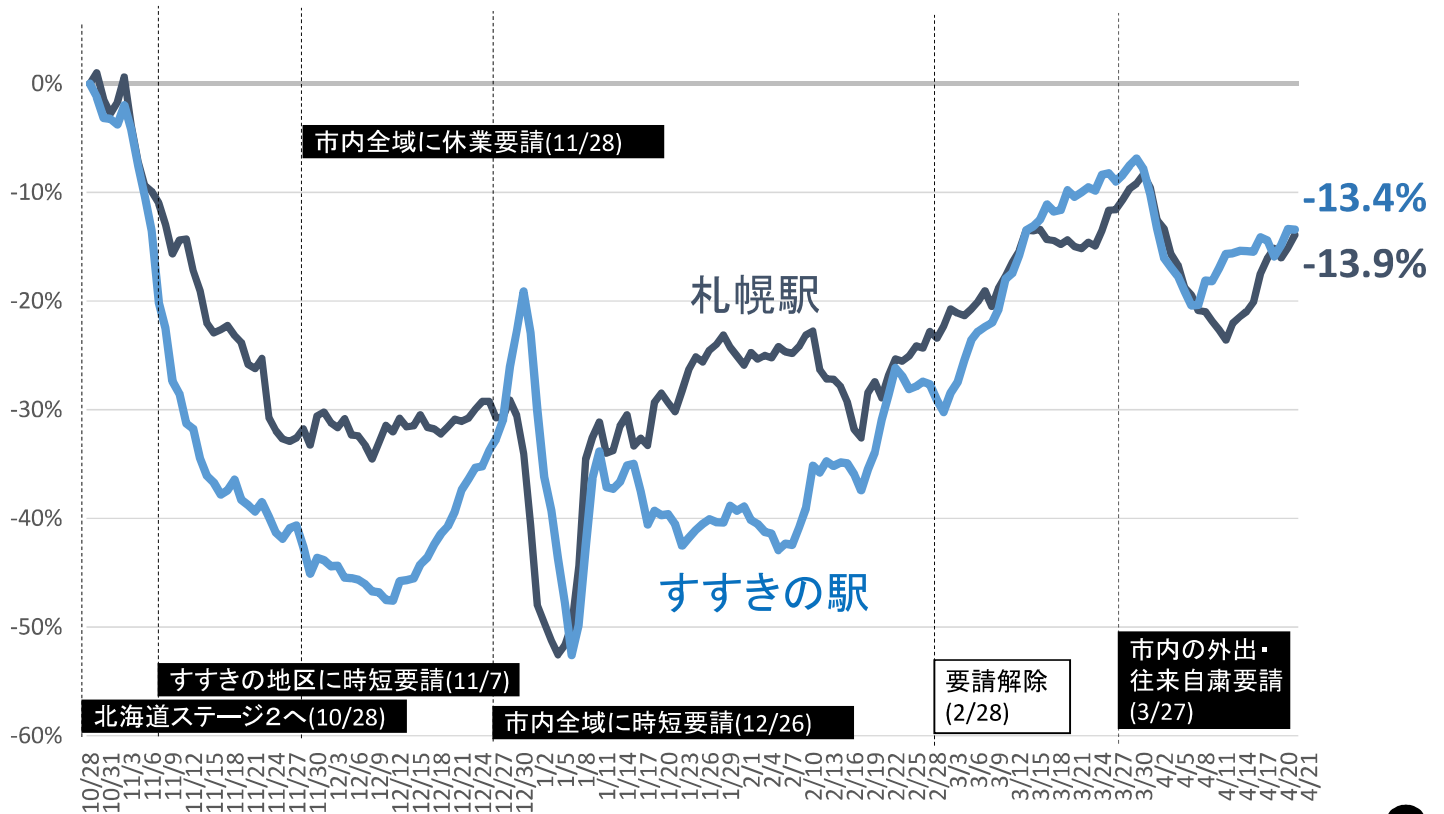
※22時時点の後方7日間移動平均、令和2年10月28日比



※(株)Agoop提供データを基に北海道作成

札幌市内主要地域の人出(対10月28日比) 22時

※22時時点の後方7日間移動平均、令和2年10月28日比



※(株)Agoop提供データを基に北海道作成

15

集団感染の発生状況

	12月	1月	2月	3月	4月 (4/1~22)
医療施設 福祉施設	45件 (1572人)	26件 (679人)	15件 (294人)	14件 (294人)	13件 (289人)
事業所等	7件 (143人)	10件 (109人)	10件 (103人)	9件 (110人)	5件 (47人)
飲食店等	7件 (56人)	15件 (174人)	5件 (43人)	8件 (96人)	11件 (71人)
学校	10件 (202人)	7件 (196人)	3件 (33人)	5件 (84人)	3件 (42人)
合計	69件 (1973人)	58件 (1158人)	33件 (473人)	36件 (584人)	32件 (449人)

※「飲食店等」には、接待をとまなうもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

16

集団感染の発生状況(札幌市／札幌以外)

	4/2～8		4/9～15		4/16～22	
	札幌市	札幌以外	札幌市	札幌以外	札幌市	札幌以外
医療施設 福祉施設	4件 (55人)	1件 (5人)	3件 (123人)	—	3件 (87人)	1件 (11人)
事業所等	1件 (5人)	1件 (15人)	2件 (21人)	—	—	1件 (6人)
飲食店等	—	5件 (31人)	—	3件 (21人)	1件 (5人)	2件 (14人)
学校	—	—	—	—	3件 (42人)	—
合計	5件 (60人)	7件 (51人)	5件 (144人)	3件 (21人)	7件 (134人)	4件 (31人)

※「飲食店等」には、接待をとまうもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

17

変異株の状況

	新規 感染者数	変異株 PCR 検査数	変異株 PCR検査 実施率	変異株 疑い 事例	変異株 PCR検査 陽性率
①4/2～8	461	356	77%	126	35%
②4/9～15	564	379	67%	229	60%
③4/16～22	766	542	71%	361	67%

初確認(3/6)からの累計 **1055**
 うち札幌市 **875**
 (全道の**83%**)

※変異株については、新規陽性確認後に別途、変異株のスクリーニング検査を行うことから、各期間(①～③)における新規感染者数の内数とならない。

18

変異株の状況

	新規 感染者数	変異株 PCR 検査数	変異株 PCR検査 実施率	変異株 疑い 事例	変異株 PCR検査 陽性率
①4/1~7	439	342	78%	129	38%
②4/8~14	542	391	72%	223	57%
③4/15~21	714	485	68%	303	62%

初確認(3/6)からの累計 **964**
 うち札幌市 **800**
 (全道の83%)

※変異株については、新規陽性確認後に別途、変異株のスクリーニング検査を行うことから、各期間(①~③)における新規感染者数の内数とならない。

感染の再拡大防止に向けて (案)

【令和3年4月 日】改訂
【令和3年4月24日】施行

■ 今後の対策の考え方

全国的に感染の拡大が見られる中、道内においても、感染しやすいとされる変異株による感染が増加し、医療提供体制も厳しい状況が続くなど予断を許さない状況にある。

人の移動や会食機会の増加などといった感染リスクが高まる時期に備えながら、安心してワクチンの接種を受けられる環境づくりを進めることが重要である。

これまでの経験等を踏まえ、感染を防ぐ行動の徹底・定着と、再拡大の防止に向けた対策に取り組む。

■ 当面の目標

道の警戒ステージ2以下を目指す
(新規感染者数133人/週以下、病床全体250床以下)

■ 対策のポイント

- I. 感染防止行動の実践（道民の皆様等に対する協力の要請）
- II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等
- III. 感染再拡大の予兆の探知等
- IV. 予兆に対する迅速な対応

1. 感染防止行動の実践

【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく
道民の皆様等に対する協力の要請

1 外出の際には

基本行動

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

- ・体調が悪いときには、外出を控える。
- ・重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。
- ・「緊急事態宣言」（※1）及び「まん延防止等重点措置」（※2）の対象都府県との不要不急の往来を控える。

※1 東京都、京都府、大阪府、兵庫県（R3. 4. 25現在）

※2 宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県（R3. 4. 25現在）

また、外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える。

2 飲食の際には

- ・業種別ガイドラインや北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する。
- ・「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

3 職場内では

- ・業種別ガイドラインや北海道スタイルの実践を進める。
- ・休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
- ・テレワークや時差出勤を推進する。

2

札幌市内における協力要請

考え方

札幌市内における感染を徹底して抑え込み、全道への拡大を防ぐため、道の警戒ステージ4相当の強い措置を講じる

期間

令和3年4月17日(土)から5月14日(金)まで

目標

道の警戒ステージ3相当（国のステージⅡ）以下を目指す

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

◆感染リスクを回避できない場合

- ・札幌市内においては、不要不急の外出を控える
- ・札幌市との不要不急の往来を控える

（※札幌市の新規感染者数293人/週以下、病床数110床以下を目安とし、感染状況に応じて期間中の解除も検討する）

ただし、4/24～5/11までは、
別添GW特別対策のとおり要請

全道でのゴールデンウィークにおける協力要請

ゴールデンウィークは、人の移動や会食機会が一層活発化する時期であり、全国的に感染が拡大する中、感染の再拡大を防止するためにも、特に次の場面での感染防止行動を徹底する。

移動の場面では

- ・「外出」・「飲食」・「職場」の「3つの場面」における感染防止行動の実践を特に徹底する。
- ・大人数での会食が避けられない場合は旅行を控える、あるいは旅行の延期を検討する。

花見の場面では

- ・混雑する場所を避け、宴会を控える。

3

札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策

考え方 人と人との接触を徹底的に抑え、できる限り外出や往来を控える

期間 令和3年4月24日(土)から5月11日(火)まで

対策

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

■札幌市内においては、不要不急の外出を控える

■札幌市との不要不急の往来を控える

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出や往来を控えてください。

■札幌市内においては、できる限り同居していない方との飲食は控える

【事業者の皆様への要請】

■経済団体と連携し、テレワークや時差出勤などについてより一層の徹底を図る
(目標：6割の実施)

■休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する

■大規模な集客施設においては、マスク着用や手指消毒の周知などの感染防止対策の徹底を図る

【学校への要請】(準備期間を踏まえ順次実施)

■学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する

■部活動について、学校が必要と判断する場合※を除き、原則休止を要請する

※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合

■大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する

【公共施設における取組】

■道立・市立の公共施設の一部夜間休館や利用制限等を順次実施する

4

札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策

【飲食店等の皆様への要請】

■札幌市においては、市内全域の飲食店等について時短要請

区域 札幌市内全域

期間 令和3年4月27日(火)から5月11日(火)まで

対象施設 飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等

要請内容

○ 酒類提供時間は、午前5時から午後8時まで

○ 営業時間は、午前5時から午後9時まで

○ 「業種別ガイドライン」等に基づく対策の徹底

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【支援金額】

◆中小企業：1日あたり売上高に応じて 2万5千円～7万5千円

◆大企業：1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

■上記の期間において、道民及び道内に滞在している皆様においては、札幌市内における飲食店等を午後9時から翌午前5時まで利用しない

5

当面の道の取組①

札幌市内

【札幌市と連携した取組】

再拡大の予兆の探知 ※全道でも実施

- 変異株に対する監視体制の強化
- 感染拡大地域での高齢者施設などへの積極的検査
- 国のモニタリング検査の活用
- 旅行者などに対する道独自のPCR検査の試行

ワクチン接種の円滑な実施等 ※全道でも実施

- 医療従事者向けワクチン接種の円滑な実施
- 市町村におけるワクチン接種体制の構築を支援
- ワクチン接種に関する相談体制の強化

繁華街における感染防止対策の徹底

- 市内飲食店に対する感染防止対策の注意喚起
- 接待を伴う飲食店における対策マニュアルに基づく取組を実践する店舗への支援

職場におけるテレワークの推進

- テレワーク導入への支援や「テレワーク推進サポートセンター」開設による市内企業等のテレワークを推進

公共施設等における感染防止対策の徹底等

- 道立・市立の公共施設における一部利用制限
- 道立・市立の公共施設における感染防止行動の徹底の注意喚起
- 札幌市の市有施設における炊事の利用中止
- 河川敷地(琴似発寒川等)における感染防止行動の徹底の注意喚起

6

当面の道の取組②

全道

来道者等に対する注意喚起の実施等

- 空港、JR駅、フェリーターミナルなどでの感染防止行動の注意喚起
 - ・道内各空港において、サーモグラフィーによる体温測定とチラシ配布
 - ・フェリーターミナルにおいて、発熱等がある方は、乗船を見合わせていただく場合があることを周知
 - ・札幌駅や新千歳空港駅、道内新幹線駅において、ポスターやアナウンスを通じた注意喚起
- コンビニなどでの音声アナウンスによる注意喚起
- 観光事業者と旅行者の双方による感染防止対策の推進
 - ・「新しい旅のスタイル」の実施を踏まえた対策の検討
 - ・宿泊施設等におけるポスターやアナウンスを通じた注意喚起
 - ・メディアを活用した旅行者等への感染防止対策の注意喚起

基本的な感染防止行動の再徹底

- 市町村施設や成人式・イベント等における注意喚起の協力依頼
- 新型コロナウイルス感染症に係る普及啓発パネル展の開催

教育機関が一丸となった感染防止対策の徹底

- 校内でのマスク着用、手指消毒、距離、会話など基本ルールの遵守・習慣化
- クラウドサービスを活用した「体調・行動確認システム」等による児童生徒の主体的な感染防止行動の促進
- 修学旅行、部活動等の実施に際し、業種ごとや種目ごとの感染予防ガイドライン遵守の徹底
- 差別や偏見の防止、心の不安に対応する「子ども相談支援センター」の周知、スクールカウンセラー等の派遣

道立公園等における感染防止対策の徹底

- 通常の感染予防対策に加え、花見時期の宴会自粛や混雑防止について看板や放送により周知
- 感染状況や混雑状況によっては公園の入場制限等の対応を検討
- パトロール等で河川敷地や海岸で飲食が行われている場所等を把握した場合は啓発看板を設置

7

II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等

道の取組

【ターゲットに応じた普及啓発等の実施】

道民向け情報発信

- ・地域の感染状況に応じた振興局毎の注意喚起
- ・札幌市内の街頭ビジョンなど多くの方が集まる場所での普及啓発
- ・集団感染事例をまとめた事例集の活用

若者向け情報発信

- ・マンガ・イラスト・SNSを活用した普及啓発
- ・学校、公共施設などでのポスターの掲出
- ・学内メーリングリストを活用した新入生・在校生向け注意喚起

8

II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等

道の取組

【飲食店などにおける普及啓発等の実施】

飲食の場面における情報発信

- ・新北海道スタイルを実践している店舗等の取組（好事例）などの発信
- ・接待を伴う飲食店向け手引書の配布（札幌市との連携）
- ・飲食店の利用客に対する「黙食」等の呼びかけ

〔振興局毎の取組〕

- ・繁華街の飲食店への個別訪問などによる感染防止対策の取組徹底
- ・飲食店などを対象とした勉強会の実施、啓発資材の配布

移動の場面における情報発信

- ・空港や駅などにおける交通事業者と連携した普及啓発
- ・同居者をはじめとした少人数による移動の呼びかけ
- ・移動先における「黙食」等の呼びかけ

9

Ⅲ.感染再拡大の予兆の探知等

道の取組

早期探知に向けた対応

- ・隠れた感染源を早期に見つける積極的疫学調査の実施
- ・繁華街等における無症状者に焦点を当てた「モニタリング検査」の実施
- ・高齢者施設等において感染者が一例でも確認された場合の迅速で幅広い検査の実施

変異株に対する監視体制の強化

- ・道立衛生研究所における変異株のスクリーニング検査の実施等

ワクチン接種体制の構築等

- ・市町村や医師会、医療機関等との連携による円滑なワクチン接種体制の構築
- ・医療従事者等への接種の実施体制の構築
- ・医学的知見が必要な専門技術的相談体制の確保

10

Ⅳ.予兆に対する迅速な対応

【集団感染への対応】

道の取組

感染拡大防止体制の構築

- ・現地対策本部・現地支援対策本部の迅速な設置
- ・北海道感染症広域支援チームの迅速な編成・派遣
- ・国、都道府県、関係団体等と連携した専門家、医師、保健師、看護師、介護職員等の派遣

検査、入院調整等の実施

- ・衛生資器材の確保
- ・感染者の搬送・入院等に関する調整
- ・離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- ・検体採取用車両の積極的な活用
- ・感染の拡大が見られる地域では感染者が発生していない施設の検査も実施
- ・精神保健福祉センターによる施設職員等への心のケア等による施設機能の維持・確保の支援

11

IV.予兆に対する迅速な対応 【感染再拡大への対応】

道の取組

①モニタリングと注意喚起等の実施

振興局ごとの感染状況についてモニタリングを行い、感染の拡大傾向が認められる場合には、振興局において、地域の実情に応じて住民に対する注意喚起や繁華街での感染防止対策を実施する。

②地域を限定した措置の実施

①の注意喚起等を実施しても、感染の拡大が認められる場合には、次の状況を総合的に勘案し、期間を設定して、特定の地域や業態を対象とした外出自粛などの強い施策を講じる。

- ・当該地域における感染拡大が他地域に波及する可能性が高いか
- ・当該地域における感染の広がりが続いているか
- ・医療提供体制等への負荷が高まっているか

12

IV.予兆に対する迅速な対応 【感染再拡大への対応】

道の取組

③まん延防止等重点措置の検討等

- ・地域における感染がさらに拡大し、道内全体に拡大するおそれがあると認められる場合であって、当該地域の医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められるときには、当該地域を対象とした「まん延防止等重点措置」の国への要請を検討する。
- ・なお、地域における感染拡大が、道内全体に拡大するおそれがあると認められる場合とは、当該地域の感染拡大の影響により、全道の新規感染者数が道の警戒ステージ4の目安（10万人当たり15人/週）を超えるおそれがあるときとする。
- ・この場合、当該地域における「まん延防止等重点措置」に準じた措置の実施についても検討する。

13

「感染の再拡大防止に向けて（道案）」等に対する主な意見

1 有識者・専門家等の意見

1-①

対策を長期間継続すると効果が薄れる。短期集中での対策を打つことはやむをえない。部活動等の活動への制約はやむをえない。学習の機会を守ることを優先するべき。

1-②

札幌市内での感染拡大を踏まえ、飲食店等での時短要請など感染防止対策を強化することについては理解する。

なお、道民の方々に対して更なる行動変容を求める際には、「感染リスクが回避できない場合」といった例外をなくすだけではなく、より丁寧な説明で感染対策の強化について理解を求めることが大切であると考え。

また、医療提供体制の逼迫が懸念される札幌市での感染拡大の状況を踏まえると、「まん延防止重点措置」の適用を国に求めることも検討すべきと考える。

1-③

主な指標の状況を見ても、協力要請やゴールデンウィーク特別対策などの取組が必要と考える。大阪や東京のように人の流れが減らない状況を見ると、感染力の強い変異種の感染拡大を抑えることが急務と考える。そのため、今回の案に異論なし。

1-④

対策については致し方ない。

1-⑤

対策については良いと思う。不要不急の具体例も示しており、分かりやすい。

1-⑥

北海道の対策には異論はない。

札幌市からも広域搬送が行われるなど、市内の医療提供体制は極めて厳しい状況にあり、病院としては最大限の努力をしているが、行政は、こうした現状を、市民や、道民に、正確に伝えるべきと考える。

1-⑦

異論はない。

医療供給体制のひっ迫状況をもう少し市民に説明してほしい。

また、このままでは大変なことになるので、先手を打って協力を求めていることも付け加えていただきたい。今年の今頃は、札幌市内の老健施設のクラスターが全国に衝撃を与えた。二度と同じことにならないように頑張りましょう。

1-⑧

不要不急の「外出」と「往来」については、道民にわかりやすくアナウンスして欲しい。

札幌市内の飲食店ではクラスターが発生していない。人と人との接触機会を減らす意味で時短要請は理解できるが、飲食店だけが悪者にならないよう丁寧に説明、アナウンスするべき。

一段強い対策を行うのなら、部活動の休止要請について学校側に判断の余地を残すのは妥当なのか。学校長が必要性を判断するのは難しいのでは。また、児童生徒が集まる学習塾等への呼びかけも必要と考える。

ゴールデンウィークは子ども向けのイベント等も多く、人が集まりやすいため、感染防止対策の徹底などの注意喚起が必要。感染拡大防止のためには、イベントの制限なども有効と考える。

感染が急拡大するような場合には、「まん延防止等重点措置」の国への要請も検討するべき。

1-⑨

現在は感染拡大の入り口であり、ここでの対策強化がピークの大きさに影響すると考える。感染経路不明者の割合が増え、変異株の陽性率も急激に上がっている状況から考えると相当市中に広まっているだろうし、今までの対策だけでは押さえられないと考える。早い段階で強力な対策をお願いしたい。

1-⑩

特に異論はないが、対策をしっかりと実行していただきたい。

2 市町村・関係団体の意見

2-①

特別対策として実施する時短要請などは必要と認識。

ただし、重要なのは特別対策だということを道民、市民、事業者にいかに認識させて取組を徹底させることができるかであり、伝える方法に工夫が必要と思う。

また、札幌の感染者の増加傾向を考慮すると、近々にまん延防止等重点措置の適用を国に申請せざるを得ない状況も想定されるところ。感染対策などを徹底させていくためには、まん延防止等重点措置の適用は、道民等の受け止めもインパクトがあり、危機意識も高まり、取り組むことによる効果は高いと思えるので、国への申請のタイミングが遅れることがないよう留意願いたい。

感染が広がっている他県では、そのタイミングが遅れたように見えるので、北海道では、まん延を未然に防止できるタイミングで手を打ってほしい。

2-②

札幌市の感染者数が全道の中でも突出して増加し、且つ変異株における感染者数が増えている中、早期に札幌市内での感染を抑え込み札幌市以外の地域への感染拡大を防ぐためには「札幌市内の飲食店への時短要請」を含めた5月11日までの「札幌市へのゴールデンウィーク特別対策」は適切な措置である。

知事においては、札幌市長と連携の上、札幌市民をはじめとする道民や事業者が今一度感染防止に対する緊張感を高め、感染防止対策の徹底に前向きに取り組んでいただけるような強いメッセージの発信をお願いしたい。

特に変異株による感染の特性やリスクなどについて、札幌市民をはじめとする道民や事業者が理解し行動に移せるよう広報活動の強化を図っていただきたい。

またゴールデンウィークを迎える中、「緊急事態宣言の対象となる地域」「まん延防止等重点措置の対象となる地域」、「外出自粛などの行動制限が要請されている地域」との「不要不急の往来自粛要請」についても、対象都府県名とともに道民に今一度周知徹底していただき、感染が拡大傾向にある他都府県との移動によって北海道の感染が拡大するリスクを抑制していただきたい。

市町村のワクチン接種に対して万全の支援を行っていただき、情報提供を含めて可能な限り迅速に接種が行き渡るようお願いしたい。

すすきの地区の飲食店をはじめ札幌市内の飲食店は2月末まで時短要請が課せられ、これまで長期に渡る影響を受けている。今回の時短要請の実効性を上げるためにも、要請にあたっては、支援金の支給など万全の支援をお願いするとともに、飲食店の取引先等についても、道特別支援金などによる支援をお願いしたい。

当会としても引き続き、会員企業に対して、従業員やその家族を含めた感染防止対策の徹底、テレワークの推進や導入支援策時差出勤などについて一層の周知・要請を行っていく。

2-③

人の移動が活発化するゴールデンウィークに向けて、特別対策を実施することは必要だが、特別対策である以上、飲食店等では感染防止対策を、道民（市民）は会食時を含めマスク着用を義務とすることを知事が発信することや、事業者に要請するテレワークや時差出勤については、数値目標などを設定し取組を進めるなど、これまでの以上の効果的な対策を講じ、この期間に感染拡大の流れを止める覚悟を示すことが必要と考える。

また、協力金など必要な支援を行うこと。

2-④

資料「感染の再拡大防止に向けて（道案）」において、P4 及び P6 の公共施設に関する記載内容について、「札幌市の公共施設」となっているが、札幌市内には道立の公共施設もあることから「札幌市内の公共施設」とすべきと考える

2-⑤

4 ページ【学校への要請】について、

「部活動について、学校が必要と判断する場合」の中に、練習試合を含めていただくよう配慮願いたい。

23日（金）に決定し、24日（土）から対応するのは、周知や準備が難しい点があることから、週明けからとしていただきたい。